

COTOHA Voice Insightリアルタイムプラン利用規約【現改比較表】 2021年7月26日現在

～2021年7月25日

2021年7月26日～

(許諾の範囲)

第1条 当社は、音声通話をリアルタイムでテキスト化することにより業務を効率化するクラウドサービスである、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

2 本サービスのうち VPN コースの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス及び Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービスの契約が必要です。インターネットコースの利用には別途、契約者にてインターネット接続環境の用意が必要です。

3 本サービスの利用には別途、当社が指定する業者（以下、「指定業者」といいます。）が提供する通話音声取得装置（以下、「本装置」といいます。）の購入及び保守サービスの申込みが必要です。また、保守サービスの提供範囲は指定業者の提供する[利用規約](#)によるものとし、契約者は[同利用規約に同意のうえ](#)、本サービスの申込みと同時に保守サービスに[申込む](#)ものとしします。

4 当社は本規約に定める条件に従い、契約者に本サービスを自己の業務の範囲内において利用する目的で利用権を許諾するものとしします。

(許諾の範囲)

第1条 1～2 (略)

3 本サービスの利用には別途、当社が指定する業者（以下、「指定業者」といいます。）が提供する通話音声取得装置（以下、「本装置」といいます。）の購入及び保守サービス[またはレンタルサービス](#)の申込みが必要です。また、保守サービスの提供範囲は指定業者の提供する[契約書](#)によるものとし、契約者は本サービスの申込みと同時に保守サービスに[契約する](#)ものとしします。[\(ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。\)](#)なお、[契約者がレンタルサービスを選択する場合は、契約者と指定業者との間で別途契約（以下「レンタルサービス契約」といいます。）を締結するものとしします。](#)

4 (略)

～2021年7月25日	2021年7月26日～
<p>(申込みと承諾)</p> <p>第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、利用開始希望日の20営業日前までに当社所定の方法により申込みものとします。この際、第1条(許諾の範囲)に定める指定業者が提供する本装置の購入、設置導入作業及び保守サービスにも同時に申込みものとします。</p> <p>(最低利用期間)</p> <p>第5条 本サービスには最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日(以下、「提供開始日」といいます。)から起算して6か月とします。但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。</p>	<p>(申込みと承諾)</p> <p>第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、利用開始希望日の20営業日前までに当社所定の方法により申込みものとします。この際、第1条(許諾の範囲)に定める指定業者が提供する本装置の購入、設置導入作業及び保守サービスにも同時に申込みものとします。<u>(ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。)</u></p> <p>(最低利用期間)</p> <p>第5条 本サービスには最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日(以下、「提供開始日」といいます。)から起算して6か月とします。但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。<u>(ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。)</u></p>

～2021年7月25日	2021年7月26日～
<p>(契約者が行う本契約の変更)</p> <p>第8条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、別紙「料金一覧」に定める期日までに当社所定の方法により申し込むものとします。</p> <p>2 前項に定める申込みがあったときは、当社は、第4条（申込みと承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 変更後の料金は変更内容が適用された月から反映されます。変更内容が適用される時期は、第1項に定める申込み内容によって異なります。</p> <p>4 契約者は<u>外線数を増やす場合、別紙「料金一覧」に定める「サービス工事費」の変更工事費</u>、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費、ソフトウェア初期費（追加分）及びソフトウェア保守費を支払うものとします。<u>ソフトウェア初期費（追加分）及びソフトウェア保守費については、最低利用期間末日までの期間に相当する料金を日割り計算したものを一括して支払うものとします。</u>なお、契約中の外線数を<u>30以下から31以上へ</u>変更することにより機器変更が生じる場合、<u>当該契約は解約となり、新たな申込みが必要</u>です。その際、本装置は31外線数以上に対応している機種に変更するための設置導入費が再度発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。外線数を減らす場合は、<u>「サービス工事費」の変更工事費及び機器変更工事費のうち設定変更費</u>が発生します。なお、減少した分の外線数に関する保守費については返還しません。</p>	<p>(契約者が行う本契約の変更)</p> <p>第8条 1～3 (略)</p> <p>4 契約者は<u>本契約内容を変更する場合、別紙「料金一覧」に定める「サービス工事費」の変更工事費を支払うものとします。</u></p> <p>5 <u>契約者は外線数を増やす場合には、更に</u>「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち<u>設定変更費</u>、ソフトウェア初期費（追加分）を支払うものとします。なお、契約中の外線数を変更することにより機器変更が生じる場合、<u>「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器初期費のうち通話音声取得装置初期費及びソフトウェア初期費、機器工事費のうち初期設定費及び設置導入費が再度発生</u>します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。外線数を減らす場合は、更に<u>「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費</u>が発生します。なお、減少した分の外線数に関する保守費については返還しません。</p>

～2021年7月25日	2021年7月26日～
<p>5 契約者は、VPNコースとインターネットコースを跨ぐ契約の変更の必要がある場合は、該当となる契約を解約のうえ新たな申込みが必要です。その際、別途、機器工事費等が発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。</p> <p>(定期メンテナンス)</p> <p>第11条 当社は、毎週月曜日24:00～6:00及び水曜日20:00～24:00を本サービスの定期メンテナンス時間（以下、「定期メンテナンス時間」といいます。）とします。</p> <p>2 前項に定める定期メンテナンス中は本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>3 第1項に定める定期メンテナンスのほか、<u>外線数の変更により</u>本装置の設定変更を<u>伴う場合は</u>、本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p>	<p>6 契約者は、VPNコースとインターネットコースを跨ぐ契約の変更の必要がある場合は、該当となる契約を解約のうえ新たな申込みが必要です。その際、別途、<u>「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費等のうち設置導入費およびコース変更費</u>が発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。</p> <p>7 <u>契約者がレンタルサービスを選択した場合、前2項に定める費用等は、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとし</u>ます。</p> <p>(定期メンテナンス)</p> <p>第11条 当社は、毎週月曜日24:00～6:00及び水曜日20:00～24:00を本サービスの定期メンテナンス時間（以下、「定期メンテナンス時間」といいます。）とします。</p> <p>2 前項に定める定期メンテナンス中は本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>3 第1項に定める定期メンテナンスのほか、<u>契約者の申し込みにより本サービスおよび本装置の設定変更を行う場合に</u>、本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p>

～2021年7月25日	2021年7月26日～
<p>(料金の支払義務)</p> <p>第15条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して、解約日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。</p> <p>2 契約者は、提供開始日を含む月及び解約日を含む月の料金として、料金表に定める金額を日割り計算により算出した日数分の料金を支払うものとします。</p> <p>3 本装置及び第24条（通話音声取得装置の保守）に定める保守サービスの料金は、別紙「料金一覧」のうち「2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費」に定める「機器保守料金」の通りとしますが、詳細は当社担当者が個別に提示する料金表によるものとします。契約期間が1年を超過する場合、別途、第1条（許諾の範囲）に定める契約者と指定業者による保守サービス契約を更新する必要があります。それに伴い、保守サービスの料金が別途年に1回の頻度にて発生します（契約期間が1年未満である場合は「通話音声取得装置費」に含まれるため、発生しません。）。</p> <p>4 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。</p>	<p>(料金の支払義務)</p> <p>第15条 1～2 (略)</p> <p>3 本装置及び第24条（通話音声取得装置の保守）に定める保守サービスの料金は、別紙「料金一覧」のうち「2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費」に定める「機器保守料金」の通りとしますが、詳細は当社担当者が個別に提示する料金表によるものとします。契約期間が1年を超過する場合、別途、第1条（許諾の範囲）に定める契約者と指定業者による保守サービス契約を更新する必要があります。それに伴い、保守サービスの料金が別途年に1回の頻度にて発生します（契約期間が1年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。）。</p> <p>4 略</p> <p><u>5 契約者がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとします。</u></p>

～2021年7月25日	2021年7月26日～
<p>(工事費の支払義務)</p> <p>第16条 本サービスの工事費とは、別紙「料金一覧」に定める通り「サービス工事費」及び「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の合計額とします。ただし、工事の5営業日前までに工事の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。</p>	<p>(工事費の支払義務)</p> <p>第16条 <u>本サービス契約の申込みまたは工事を要する変更申込みをし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙「料金一覧」に規定する工事費の支払いを要します。</u>本サービスの工事費とは、別紙「料金一覧」に定める通り「サービス工事費」及び「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の合計額とします。ただし、工事の5営業日前までに工事の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。</p> <p><u>2 契約者がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとします。</u></p>

～2021年7月25日

2021年7月26日～

別紙 料金一覧

1. 料金に関する通則

1-1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

1-2 第15条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額とします。前述の算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

2. コース及び料金

2-1-1 サービス料金（月額）

本サービス利用時に発生するコースは下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース	契約毎
	VPN コース	

料金項目	利用時間/日	利用日	単位
音声認識利用料	8 時間	月～金	外線数毎
		毎日	
	10 時間	月～金	
		毎日	

別紙 料金一覧

1～2-1-1 (略)

～2021年7月25日

2021年7月26日～

	12 時間	月～金	
		毎日	
	24 時間	毎日	

2-1-2 契約変更時の申込み期限

2-1-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

変更内容		申込期限※
外線数の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用時間の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用日の変更	月～金から毎日にする 場合	変更希望日の 20 営業日前
	毎日から月～金にする 場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
音声認識開始時間の変更		変更希望日の 20 営業日前
その他の変更		変更希望日の 20 営業日前

※変更内容の申込期限として「変更希望日の 20 営業日前」と「変更希望月前月末から 20 営業日前」の両方が適用となる場合、申込期限は「変更希望月前月末から 20 営業日前」とします。

2-1-2 契約変更内容一覧

2-1-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

変更内容		申込期限
外線数の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用時間の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用日の変更	月～金から毎日にする 場合	変更希望日の 20 営業日前
	毎日から月～金にする 場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
音声認識開始時間の変更		変更希望日の 20 営業日前
その他の変更		変更希望日の 20 営業日前

※変更内容の申込期限として「変更希望日の 20 営業日前」と「変更希望月前月末から 20 営業日前」の両方が適用となる場合、申込期限は「変更希望月前月末から 20 営業日前」とします。

～2021年7月25日	2021年7月26日～
-------------	-------------

2-1-3 サービス工事費

料金項目	単位	工事費の額（税抜）
初期工事費	契約毎	100,000 円
変更工事費	契約毎	50,000 円

2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費

通話音声取得装置の料金及び工事費は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

大項目	詳細項目	単位
機器初期費	通話音声取得装置初期費 ※1	50 外線数 毎
	ソフトウェア初期費	1 外線数毎
	ソフトウェア初期費（追加分）	1 外線数毎
	オプション初期費（任意）	1 台毎
機器工事費	初期設定費	1 台毎
	設置導入費	1 台毎
	設定変更費	1 台毎
	コース変更費	1 台毎
機器保守料金 ※2	ハードウェア保守料金	1 台毎
	ソフトウェア保守料金	1 外線数毎
	オプション保守料金（任意）	1 台毎

2-1-3 サービス工事費

料金項目	単位	工事費の額（税抜）
初期工事費	契約毎	100,000 円
変更工事費	契約毎	50,000 円

[※同時に複数の契約変更を申し込んだ際は、1 契約分の変更工事費とします。](#)

2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費

通話音声取得装置の料金及び工事費は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

[また、契約者がレンタルサービスを選択した場合は、指定業者より個別に提示するものとします。](#)

大項目	詳細項目	単位
機器初期費	通話音声取得装置初期費	1 台 毎
	ソフトウェア初期費	1 外線数毎
	ソフトウェア初期費（追加分）	1 外線数毎
	オプション初期費（任意）	1 台毎
機器工事費	初期設定費	1 台毎
	設置導入費	1 台毎
	設定変更費	1 台毎
	コース変更費	1 台毎
機器保守料金	ハードウェア保守料金	1 台毎
	ソフトウェア保守料金	1 外線数毎
	オプション保守料金（任意）	1 台毎

～2021年7月25日	2021年7月26日～
<p>※ <u>1 通話音声取得装置は 30 外線数以下に対応している機種と 31 外線数以上に対応している機種があります。なお、本装置の利用が 4 年を超過する場合、新たに本装置を購入する必要があります。その際、別途ソフトウェア初期費及び設置導入費が発生します。</u></p> <p>※ <u>2 機器保守料金は、契約期間が 2 年目以上の場合、年に 1 回の頻度にて発生します。契約期間が 1 年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。なお、指定業者による保守サービスの提供期間は、本サービスの提供開始日から最長 4 年間です。</u></p>	<p>※本装置の利用が 4 年を超過する場合、新たに本装置を購入する必要があります。その際、別途ソフトウェア初期費は<u>不要ですが、初期設定費</u>及び設置導入費が発生します。</p> <p>※機器保守料金は、契約期間が 2 年目以上の場合、年に 1 回の頻度にて発生します。契約期間が 1 年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。なお、指定業者による保守サービスの提供期間は、本サービスの提供開始日から最長 4 年間です。</p> <p><u>附則（令和 3 年 7 月 16 日 A P S 1 第 00806930 号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 26 日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>